

上福岡市・大井町法定合併協議会事務局処務規程

平成16年11月1日
上福岡市・大井町法定合併協議会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、上福岡市・大井町法定合併協議会規約第11条第2項の規定に基づき、上福岡市・大井町法定合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局の処務について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報及び広聴に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、協議会の運営に関すること。

(協議会の職員)

第3条 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

- 2 事務局長は、会長市町（会長の属する市又は町をいう。以下同じ。）から派遣された職員のうちから、上席の者をもって充てる。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、事務局の職員を指揮監督する。

- 2 事務局員は、事務局長の命を受け、分担事務を所掌する。
- 3 事務局長に事故あるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局員のうち上席の者がその職務を代理する。

(職務権限)

第5条 協議会の運営における各職位の職務、事案の処理権限等に関しては、会長市町の事務決裁の例によるものとする。この場合において、「市長」又は「町長」及び「助役」とあるのは「会長」と、「部長」及び「課長」とあるのは「事務局長」と読み替える。

- 2 前項の規定にかかわらず、事務局長は、次に掲げる事項について専決することができる。
 - (1) 上福岡市及び入間郡大井町との連絡調整に関すること。
 - (2) 事務局の事務の取扱い方針に関すること。
 - (3) 各種資料等の調製に関すること。

- (4) 実務的な調査及び回答に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会長が特に指定する事項に関すること。

(文書の取扱い)

第 6 条 事案を処理する場合の起案は、起案用紙(別記様式)を用いて行うものとする。

2 文書の整理、保管及び編さんについては、ファイリングシステムにより取り扱うものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、事務局における文書の収受、発送、処理、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、会長市町の公文書の取扱いの例によるものとする。

(公印の取扱い)

第 7 条 協議会の公印は会長印及び事務局長印とし、その名称、ひな型、書体、寸法及び用途は別表のとおりとする。

2 協議会の公印の取扱い等については、会長市町の公印の取扱いの例によるものとする。

(職員の服務)

第 8 条 事務局の職員の服務及び勤務条件については、会長市町の職員の例によるものとする。

(職員の手当等)

第 9 条 事務局の職員の時間外勤務手当及び旅費は事務局の予算により支給し、その支給方法等は会長市町の職員の例によるものとする。

(その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、事務局の処務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

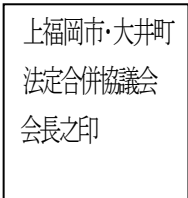
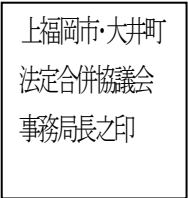
この訓令は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する

上福岡市・大井町法定合併協議会起案用紙

決 裁 区 分	会 長 事務局長	保存年限	永・１０・ ５・３・１	廃棄年限	年 月 日
決裁年月日	会 長	副会長	事 務 局 長	事務局員	起案者
平成 年 月 日					
件 名					
起 案 理 由					
公 開 ・ 非 公 開 の 区 分	平成 年 月 日 起案			公 印 使 用 欄	
公開・部分公開・非公開	平成 年 月 日 予定				
非 公 開 理 由 ・ 部 分	平成 年 月 日 施行				
解除年月日 年 月 日	ファイル名			取 扱 い	月 日
					第 号

上福岡市・大井町法定合併協議会

別表（第7条関係）

公印の名称	ひな型	書 体	寸 法 (ミリメートル)	用 途
上福岡市・大井町 法定合併協議会 会長の印		古印体	24 × 24	会長名をもって 発する文書用
上福岡市・大井町 法定合併協議会 事務局長の印		古印体	21 × 21	事務局長名をも って発する文書用